各 位

会 社 名 株式会社 I D O M 代表者名 代表取締役社長 羽鳥 由宇介 (コード:7599 東証第1部) 問合せ先 財務・IR チームリーダー 松本 雅之 (TEL 03-5208-5503)

第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の追加設定 に関するお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第6回、第7回及び第8回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプラン(以下「本インセンティブプラン」といいます。)の追加設定について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、 一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度 であります。

# 1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 29 年 7 月 31 日		
(2)	発行新株予約権数	第6回 3,000個、第7回 5,000個、第8回 12,000個		
(3)	発 行 価 額	第6回 300,000円 (新株予約権1個につき100円) 第7回 500,000円 (新株予約権1個につき100円) 第8回 1,200,000円 (新株予約権1個につき100円) 総額2,000,000円		
(4)	当該発行による 潜 在 株 式 数	1 2 000 000 株 (新株 で約1) ( 100 ) ( 100 ) ( 100 ) ( 100 ) ( 100 ) ( 100 ) ( 100 ) ( 100 ) ( 100 ) ( 100 ) ( 100 )		
(5)	資金調達の額	総額 1,536,000,000 円 (差引手取概算額: 1,528,500,000 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額: 2,000,000 円 新株予約権行使による調達額: 1,534,000,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約 権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額 となります。		
(6)	行 使 価 額	各回号 1株当たり 767円 (固定)		
(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	受託者 塚本拓也に対して第三者割当の方法によって行います。		
(8)	そ の 他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに		

当たり、当社及び当社の子会社・関連会社の現在及び将来の取締役(社外取締役を除きます。)及び従業員(以下「当社役職員」といいます。)の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。

当社は、本インセンティブプランを活用することにより、当社役職員を対象として、本新株予約権の分配時点までの期間における当社役職員ごとの当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドライン(以下「交付ガイドライン」といいます。)に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社の企業価値の向上に向けた当社役職員の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社役職員の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。

なお、第6回新株予約権の行使条件は、当社が昨年発行した第4回新株予約権の条件を踏襲したものであり、平成28年4月14日に当社がホームページ上で公表した中期経営計画の中間目標を参考に、平成30年2月期に、今後の景気動向や市場環境等でたとえ業績が下振れした場合であっても、少なくとも平成30年2月期以前10期間における最高益を果たす利益水準に達しなければ全く行使できないように設定されており、かつ、その全部を行使するためには中期経営計画の中間目標の額を達成しなければならないことを要求するものであります。

また、第7回新株予約権の行使条件は、当社が昨年発行した第4回新株予約権及び第5回新株予約権の条件を鑑み設定したものであり、平成31年2月期の営業利益が第6回新株予約権の行使条件である利益を超過し、かつ、その全部を行使するためには中期経営計画の中間目標の額を達成しなければならないことを要求するものであります。

そして、第8回新株予約権の行使条件は、当社が昨年発行した第5回新株予約権の条件を踏襲したものであり、中期経営計画に掲げた平成32年2月期の利益目標も参考に、平成33年2月期に少なくとも前期(平成29年2月期)の連結営業利益44億98百万円と比べ4倍を超える大幅な増益となる200億円を達成しなければ全く行使できないように設定されており、かつ、その全部を行使するためには平成32年2月期の利益目標を上回る利益水準を達成しなければならないことを要求するものであります。

このように、本新株予約権は、意欲的に設定された中期経営計画の完遂を目指して、達成度合いに応じて段階的に行使できるものとされており、当社役職員の当社の業績へのコミットメントをより一層向上させることで、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。

#### <第6回新株予約権の主な行使条件>

受託者より本新株予約権の交付を受けた者(以下「受益者」という。)は、平成30年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき

1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a)100 億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 90%
- (b)112 億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 95%
- (c)136 億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 100%
- <第7回新株予約権の主な行使条件>

受託者より本新株予約権の交付を受けた者(以下「受益者」という。)は、平成31年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a)136 億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 90%
- (b)155 億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 95%
- (c)175 億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 100%
- <第8回新株予約権の主な行使条件>

受託者より本新株予約権の交付を受けた者(以下「受益者」という。)は、平成33年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a)200 億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 70%
- (b)225 億円を超過している場合

受益者が交付を受けた本新株予約権のうち85%

(c)250 億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 100%

(注)資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

### 2. 募集の目的及び理由

<本インセンティブプラン導入の目的及び理由>

当社は、当社役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、吉田行宏氏を委託者(以下「本委託者」といいます。)とし、塚本拓也(以下「塚本氏」といいます。)を受託者(以下「本受託者」といいます。)とする、時価発行新株予約権信託設定契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結し、本インセンティブプランを実施いたします。なお、吉田行宏氏は、創業期以来当社の経営陣の中核を担い続け、平成24年に退任した当社の元取締役であり、「古巣の役職員にお世話になった恩返しができれば」との同氏のご厚意から本インセンティブプランにおいて、委託者となることにつき快諾を頂いております。

本インセンティブプランは、本信託契約の内容に従って、以下の3つのプランによって構成されます。

本信託契約上の プランの名称	新株予約権と個数	人事評価期間	新株予約権交付日	行使期間
IDOM2018	第6回新株予約権	平成29年2月期	平成 30 年 5 月 31 日	平成30年6月1日~
(追加分)	(3,000個)	~平成30年2月期	十八 30 午 3 月 31 日	平成 33 年 5 月 31 日
TD0W9010	第7回新株予約権	平成30年2月期	亚出 21 年 5 日 21 日	平成31年6月1日~
IDOM2019	(5,000個)	~平成31年2月期	平成 31 年 5 月 31 日	平成 34 年 5 月 31 日
IDOM2021	第8回新株予約権	平成31年2月期	平成 33 年 5 月 31 日	平成33年6月1日~
(追加分)	(12,000個)	~平成33年2月期	平成 33 平 3 月 31 日	平成 36 年 5 月 31 日

なお、本インセンティブプランは、平成28年10月13日提出に係る「第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ」において開示された第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行を伴うインセンティブプラン(「IDOM2018」及び「IDOM2021」。以下「前インセンティブプラン」といいます。)の追加分との位置付けであり、以下の「IDOM2018(追加分)」と「IDOM2021(追加分)」は、新たな回号の新株予約権を別途発行するものでありますが、その人事評価期間、新株予約権交付日及び行使期間は前インセンティブプランと同一のものであります。他方、本インセンティブプランでは「IDOM2018(追加分)」と「IDOM2021(追加分)」の間に「IDOM2019」というプランが追加されたほか、これらのプランにおいては、前インセンティブプランにおいて交付対象となっていた当社の取締役及び従業員のほか、新たに当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員が交付対象として加えられております。また、「IDOM2019」は「IDOM2018(追加分)」及び「IDOM2021(追加分)」と人事評価期間が部分的に重複しておりますが、これは当社の掲げる中期経営計画の達成のためにはより短期的に当社の子会社・関連会社も含めた当社役職員のモチベーションの惹起が重要と考え、改めて設定を行うものであります。

本インセンティブプランを実施するため、本委託者は、本信託契約の定めに従って、本受託者に対してその手許資金を信託し、本受託者は、その資金を用いて、当社が平成 29 年 7 月 12 日付取締役会において発行を決議した本新株予約権を引受け、その発行価額の総額を払い込むことで本新株予約権を取得します。

そして、このようにして本受託者が取得した本新株予約権のうち、(1)第6回新株予約権に関しては、インセンティブプラン「IDOM2018 (追加分)」を通じて平成30年5月31日付で確定する受益者に対して、(2)第7回新株予約権に関しては、「IDOM2019」を通じて平成31年5月31日付で確定する受益者に対して、(3)第8回新株予約権に関しては、「IDOM2021 (追加分)」を通じて平成33年5月31日付で確定する受益者に対して、信託契約の定めに従って、それぞれ交付されることになります。

受益者に対する具体的な配分に関しては、予め定められる交付ガイドラインに基づいて、取締役会にて確認された人事評価の基礎となる事実をもとに、社外取締役及び監査役によって構成される評価委員会が、本新株予約権の交付を受けられる当社役職員の範囲とそれぞれの者に対する付与数を決定します。

即ち、当社は、今後、随時開催される評価委員会において、当社役職員のうち①過去の功績等に 照らして、引き続き当社等の業績向上に対して重責を果たす経営幹部に相当する者、及び②中途採 用者のうち今後当社等の業績向上に対して著しい活躍が期待される者(以下「追加候補者」といい ます。)を選別し、追加候補者に対して交付されるべき本新株予約権の基準となる数量(以下「イン センティブパッケージ」といいます。)を仮決定いたします。そして、当社評価委員会は、追加候補 者の企業業績達成に向けた貢献度を継続的に評価し、信託期間満了日に、インセンティブパッケー ジの0%から120%の間で各人に対する交付数量を最終的に決定いたします。

また、当社評価委員会は、併せて追加候補者でない当社役職員に対しても、①連結業績への貢献 実績や②企画推進・新規事業開発・管理マネジメントのいずれかにおける成果等の継続的な評価を 行い、特に評価が高い者に限り、毎事業年度に評価結果に従ってポイントを付与します。そして、 当社評価委員会は、信託期間満了日に、ポイントを保有している者に対して、各人が信託期間満了 日までの期間中に獲得したポイント数に応じて、本新株予約権のうち追加候補者に交付されないも のの配分を決定いたします(本インセンティブプランの詳細については、下記「本インセンティブ プランの概要図」をご参照ください。)。

このように、本インセンティブプランは、当社役職員のうち特に経営幹部に相当する者及び今後 活躍が期待される中途採用者については具体的な会社業績への貢献を要求しつつ、その他の者に対 しても意欲的に個人としての業績貢献を要求するものであり、当社役職員ごとのポジションと貢献 度に応じて、定められた将来の分配時期において本新株予約権の交付対象者とその者に対する交付 個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されている税制適格ストックオプショ ンや有償新株予約権を用いた従来のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならないなどの課題がありました。これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、人事評価期間中の当社役職員の貢献度に応じて、将来的に分配することが可能であり、将来採用される従業員に対しても本新株予約権を分配することが可能となるなど、従来のインセンティブプランの課題を克服することが可能となっております。また、結果的に、限られた個数の本新株予約権を当社役職員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

さらに、本新株予約権には、それ自体に業績達成条件が設定されており、営業利益に関する3段階の業績目標を定めることで、IDOM2018(追加分)、IDOM2019、IDOM2021(追加分)についてそれぞれ平成30年2月期、平成31年2月期、平成33年2月期における業績の達成に向けた当社役職員の貢献意欲のより一層の向上を図ることができるように設計されております。

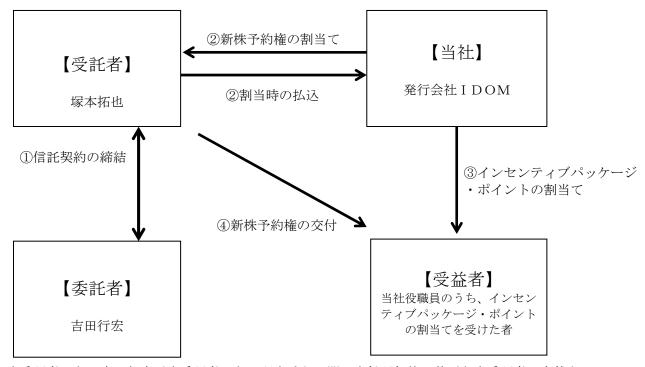
以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

#### <本信託契約の概要>

名称	時価発行新株予約権信託設定契約 (IDOM 2018 (追加分)・IDOM 2019・IDOM 2021 (追加分))
委託者	吉田行宏
受託者	塚本拓也
受益者	各信託期間満了日に受益者として指定された者(受益者確定手続を経 て特定されるに至ります。)
信託契約日(信託期間開始日)	平成 29 年 7 月 24 日
信託期間満了日	IDOM 2018 (追加分)       平成 30 年 5 月 31 日         IDOM 2019       平成 31 年 5 月 31 日         IDOM 2021 (追加分)       平成 33 年 5 月 31 日

信託の目的	本新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
受益者確定手続	本信託契約の定めに従い、信託期間満了日時点の当社役職員のうち受益者として指定された者を受益者とし、各人の本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための具体的な基準は、信託契約日である平成29年7月24日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されております。交付ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は交付ガイドラインに従って当社役職員の業績を評価し、本新株予約権の分配を行います。その内容は、上記<本インセンティブプラン導入の目的及び理由>に記載の通りです。

# <本インセンティブプランの概要図>



- ① 本委託者である吉田行宏が本受託者である塚本氏との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を信託します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
- ② 当社は、①の信託設定を前提に、平成 29 年 7 月 12 日開催の取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、本受託者は、上記①で拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を信託期間満了日まで保管します。
- ③ 当社役職員は、人事評価期間中の当社への貢献度に応じて、交付ガイドラインに基づき、本新株予 約権を交付する際の個数の基準となるインセンティブパッケージ又はポイントを取得します。
- ④ 本信託契約の信託期間満了時に、受益者が確定するとともに、上記<本インセンティブプラン導入の目的及び理由>記載のとおり、本新株予約権のうち、追加候補者に対してインセンティブパッケージを基準に最終的に交付されるものの数量、及び、追加候補者でない当社役職員に対して付与されたポイント数に比例して交付されるものの数量が確定し、これに従って、本受託者が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。

※本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該本新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取

得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

※信託期間中に本受託者が万一死亡するなどして本受託者の任務が終了した場合には、当社が新たな受託者を選任することができることとされており、新たな受託者が就任したときは、新たな受託者は、本受託者の任務が終了した時点の信託に関する権利義務を本受託者から承継したものとみなされます。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

# (1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,536,000,000円	7,500,000円	1,528,500,000円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(2,000,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(1,534,000,000円)を合算した金額であります。
  - 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
  - 3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・ 人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。
  - 4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社役職員の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は本新株予約権の交付を受けた当社役職員の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定でありますが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

# 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

# (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングに本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の回号ごとにそれぞれ以下の条件に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、1個当たりの評価結果を、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権ともに100円と算出しております。

# <第6回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前日の東京証券取引所における当社株価終値の767円/株、株価変動性(ボラティリティ)45.78%、配当利回り0.91%、無リスク利子率-0.048%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額767円/株、満期までの期間3.84年、業績条件)

# <第7回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前日の東京証券取引所における当社株価終値の

767 円/株、株価変動性(ボラティリティ) 47.68%、配当利回り 0.91%、無リスク利子率-0.029% や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額 767 円/株、満期までの期間 4.84 年、業績条件)

#### <第8回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前日の東京証券取引所における当社株価終値の767円/株、株価変動性(ボラティリティ)44.33%、配当利回り0.91%、無リスク利子率0.015%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額767円/株、満期までの期間6.84年、業績条件)

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、既存株主の皆様への配慮から、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成29年7月11日)の東京証券取引所における普通取引の終値767円と同額に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記 算定根拠に照らして検討した結果、本新株予約権の発行は有利発行に該当しない旨の見解を 得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 2,000,000 株 (議決権数 20,000 個) であり、平成 29 年 2 月 28 日現在の当社発行済株式総数 106,888,000 株 (議決権数 1,013,816 個) を分母とする希薄化率は 1.87% (議決権の総数に対する割合は 1.97%) に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに 当たり、当社役職員の一体感との結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的 としております。また、あらかじめ定める時価総額及び業績に係る目標の達成が行使条件とさ れており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるもの と考えております。

なお、本新株予約権の行使により発行される株式の総数 2,000,000 株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約 911,000 株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、 今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

#### 6. 割当予定先の選定理由等

#### (1)割当予定先の概要

氏 名	塚本拓也			
住 所	茨城県取手市			
職業の内容	税理士 塚本拓也税理士事務所代表			
上場会社と割当予定	出資関係	該当事項はありません。		
先との間の関係	人事関係	該当事項はありません。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術関係	該当事項はありません。		
	取引関係	当社の税務顧問である萩原綜合税理士事務所が提携する塚本		
		拓也税理士事務所の代表者であり、萩原綜合税理士事務所と		
		の顧問契約に準じて、当社の税務に関わる一部業務を行って		
		おります。		

- (注)1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成29年7月12日現在のものであります。
  - 2. 当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても割当予定先が反社会的勢力等とは関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー、東京都千代田区神田駿河台 3-2-1、代表取締役 荒川一枝)に調査を依頼し、確認しており、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社が、本受託者を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本インセンティブプランでは、本受託者である塚本氏の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託(商事信託)ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となることが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストを一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本インセンティブプランにおける本受託者の主たる業務は、 ①信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、②信託期間満了日に本新株予約権を受益者 へ分配すること及び③信託設定に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、 信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。

次に、本受託者は、税理士業を業としており、受託者として必要とされる納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。

以上の理由から、当社は、塚本氏を本新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

#### (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である受託者塚本氏は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を、信託期間満了日 (IDOM 2018 (追加分):平成30年5月31日、IDOM 2019:平成31年5月31日、IDOM 2021 (追加分):平成33年5月31日)まで保有し、その後、受益者へ交付することとなっております。

# (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本信託契約の締結に先立ち本委託者が本受託者に対して当初信託金相当額を拠出していることを本受託者の預金通帳の写しを入手することにより確認することで、割当予定先が本新株予約権の引き受けに際して払い込むべき資金を保有していることを確認しております。

#### (5) その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

#### 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後		
株式会社フォワード	27.62%	株式会社フォワード	27.08%	
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)	6.14%	NORTHERN TRUST CO. (AVFC)	6.02%	
RE IEDU UCITS CLIENTS NON		RE IEDU UCITS CLIENTS NON		
LENDING 15 PCT TREATY		LENDING 15 PCT TREATY		
ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀		ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀		
行東京支店)		行東京支店)		
日本トラスティ・サービス信託銀行株	5.88%	日本トラスティ・サービス信託銀行株	5.76%	
式会社(信託口)		式会社(信託口)		
羽鳥 裕介	5.33%	羽鳥 裕介	5.22%	
羽鳥 貴夫	5.33%	羽鳥 貴夫	5.22%	
日本マスタートラスト信託銀行株式	3.85%	日本マスタートラスト信託銀行株式	3.77%	
会社(信託口)		会社(信託口)		
BNP PARIBAS SECURITIES	1.97%	BNP PARIBAS SECURITIES	1.94%	
SERVICES LUXEMBOURG		SERVICES LUXEMBOURG		
JASDEC HENDERSON HHF		JASDEC HENDERSON HHF		
SICAV(常任代理人 香港上海銀行東		SICAV(常任代理人 香港上海銀行東		
京支店)		京支店)		
ML PRO SEGREGATION	1.97%	ML PRO SEGREATION ACCOUNT	1.94%	
ACCOUNT(常任代理人 メリルリン		(常任代理人 メリルリンチ日本証券		
チ日本証券株式会社)		株式会社)		
BNY GCM CLIENT ACCOUNT	1.88%	BNY GCM CLIENT ACCOUNT	1.84%	
JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人		JPRD AC ISG (FE-AC)(常任代理人		
株式会社三菱東京 UFJ 銀行)		株式会社三菱東京 UFJ 銀行)		
JP MORGAN CHASE BANK	1.69%	JP MORGAN CHASE BANK	1.66%	
385632(常任代理人 株式会社みずほ		385632(常任代理人 株式会社みずほ		
銀行)		銀行)		

- (注) 1. 募集前の保有比率は、平成 29 年 2 月 28 日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。
  - 2. 募集後の保有比率は、平成 29 年 2 月 28 日現在の所有議決権数を、平成 29 年 2 月 28 日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。
  - 3. 上記表中の持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
  - 4. 割当予定先である受託者塚本拓也は、割り当てられた本新株予約権の信託に係る事務手続き及び管理を行うことのみを目的とし、信託期間満了日に本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を受益者へ交付することを約していることから、募集後の大株主及び持株比率には表示しておりません。
  - 5. 本インセンティブプランの性質上、現時点において、割当予定先である受託者塚本拓也より本新株予約権の交付を受ける受益者が存在していないことから、受益者は募集後の大株主及び保有比率には表示しておりません。

## 8. 今後の見通し

現在のところ、平成 29 年 4 月 13 日に発表いたしました平成 30 年 2 月期の通期業績予想に変更は ありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

# 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと (新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと) ことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める

独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

# 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

# (1) 最近3年間の業績(連結)

決算期	平成27年2月期	平成28年2月期	平成29年2月期
売上高	155,681 百万円	210,085 百万円	251,516 百万円
営業利益	5,325 百万円	7,542 百万円	4,498 百万円
経常利益	5,345 百万円	6,835 百万円	4,160 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	3,286 百万円	4,111 百万円	2,247 百万円
1株当たり当期純利益	32.42 円	40.55 円	22.17 円
1株当たり配当金	15.00 円	12.50 円	12.00 円
1株当たり純資産	341.49 円	365.98 円	381.05 円

<sup>(</sup>注)「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、平成29年2月期より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

#### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成29年2月28日現在)

(=) 30 t/m 1 1/2 0 30 1 t () 1 m t/m t/m t/m t/m t/m t/m t/m t/m t/m t				
	株 式 数	発行済株式数に対する比率		
発行済株式数	106,888,000 株	100.00%		
現時点の転換価額(行使価額)における 潜在株式数	0 株	0.00%		

# (3) 最近の株価の状況

# ① 最近3年間の状況

		平成27年2月期	平成28年2月期	平成29年2月期		
始	値	772 円	941 円	1,138 円		
高	値	1,031 円	1,323 円	1,459 円		
安	値	720 円	885 円	490 円		
終	値	936 円	1,141 円	732 円		

# ② 最近6か月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	741 円	731 円	709 円	583 円	609 円	771 円
高 値	784 円	758 円	752 円	631 円	782 円	802 円
安 値	719 円	679 円	566 円	568 円	609 円	749 円
終値	732 円	706 円	585 円	609 円	775 円	767 円

<sup>(</sup>注) 平成29年7月の株価については、平成29年7月11日現在で表示しております。

# ③ 発行決議日前日における株価

		平成 29 年 7 月 11 日
始	値	780 円
高	値	781 円
安	値	760 円
終	値	767 円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等 該当事項はありません。

# 株式会社 I DOM第6回新株予約権

# 発 行 要 項

## 1. 新株予約権の数

3,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式300,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

#### 3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当 てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。た だし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的で ある株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り 捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金767円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

]

調整後行使価額=調整前行使価額 ×

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、 次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から 当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の 処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに 上記のほか 本新株予約権の割当日後 当社が他社と合併する場合 会社分割を行

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成30年6月1日から平成33年5月31日(但し、平成33年5月31日が銀行営業日でない場合にはその前

銀行営業日)までとする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 ①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものと する。

- (6) 新株予約権の行使の条件
  - ① 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
  - ② 受益者は、平成30年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
    - (a) 100 億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 90%
    - (b) 112 億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 95%
    - (c) 136 億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 100%
  - ③ 受益者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
  - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 新株予約権の割当日

平成 29 年 7 月 31 日

- 5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を 勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額 とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件 上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 29 年 7 月 31 日

# 

#### 1. 新株予約権の数

5,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 500,000 株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

#### 3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当 てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。た だし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的で ある株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り 捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金767円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額 ×

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、 次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から 当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の 処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行 う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的 な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成31年6月1日から平成34年5月31日(但し、平成34年5月31日が銀行営業日でない場合にはその前

銀行営業日)までとする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 ①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものと する。

- (6) 新株予約権の行使の条件
  - ① 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
  - ② 受益者は、平成31年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
    - (a) 136 億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 90%
    - (b) 155 億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 95%
    - (c) 175 億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 100%
  - ③ 受益者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
  - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 新株予約権の割当日

平成 29 年 7 月 31 日

- 5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を 勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額 とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 29 年 7 月 31 日

# 株式会社 I DOM第8回新株予約権

# 発 行 要 項

# 1. 新株予約権の数

12,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,200,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

#### 3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合 その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株 式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金767円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額 ×

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、 次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から 当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の 処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行 う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的 な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成33年6月

1日から平成36年5月31日(但し、平成36年5月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算 規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の 結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 ①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
  - ① 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
  - ② 受益者は、平成33年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
    - (a) 200 億円を超過している場合

受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 70%

- (b) 225 億円を超過している場合 受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 85%
- (c) 250 億円を超過している場合

受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%

- ③ 受益者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総 数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 新株予約権の割当日

平成 29 年 7 月 31 日

- 5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは 分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総 会の承認 (株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当 社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができ る。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する 事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 29 年 7 月 31 日

以上